特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件の一部を改正する件(案)について

平成 29 年 11 月環境省自然環境局

1. 改正の趣旨

(1)特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号。以下「法」という。)は、生態系等に係る被害を及ぼし又は及ぼすおそれがあるとして政令で定める外来生物(以下「特定外来生物となる外来生物」という。)の個体等を、特定外来生物と指定し、特定外来生物の飼養等を原則として禁止している(法第4条)。

ただし、例外として、法第5条第1項の主務大臣の許可を受けた場合等には、特定外来生物の飼養等を行うことができることとしており、当該許可の要件として、特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設(以下「特定飼養等施設」という。)を有すること等の基準が設けられている(法第5条第3項から第5項まで)。その詳細については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(平成17年農林水産省・環境省令第2号)に定めるほか、同規則第5条第2項、第7条及び第8条の規定に基づき主務大臣が定める次に掲げる告示において当該基準に係る細目等を定めている。

- ① 環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件(平成17年環境省告示第42号。以下「環境省告示」という。)
- ② 環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の 基準の細目等を定める件(平成17年農林水産省・環境省告示第4号)
- (2) 今般、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正して、特定外来生物となる外来生物に、シリアカヒヨドリ等を追加することを検討している。これに伴い、これらの特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定めるため、「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件(平成17年環境省告示第42号)」第2条について、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

本改正では、今回新たに指定する生物について、環境省告示において既に特定外来 生物に指定されている同様の特性を持っている生物と同じ基準とする(別紙1)。

3. 予定

平成 29 年 11 月 6 日~12 月 5 日 パブリックコメント実施 12 月下旬 公布

平成30年1月15日(改正施行令の施行の日) 施行

※ただし、ガー科全種及びガー科に属する種間の交雑により生じた生物 に係る改正規定は、4月1日に施行